

# 河北町議会情報セキュリティポリシー

## 1. 目的

河北町議会情報セキュリティポリシーは、議会が取り扱う情報資産のうち、河北町が策定する情報セキュリティポリシーの適用外となる情報資産について適切に保護するため、基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2. 定義

本規程の各種用語の定義は次のとおり。

### (1) 河北町情報セキュリティポリシー

河北町が策定する情報セキュリティポリシー(以下「町長部局ポリシー」という。)のことをいう。

### (2) 情報資産

町長部局ポリシーにおける情報セキュリティ対策の範囲に含まれない情報資産をいい、本ポリシーでは、議会が保管する情報のことをいう。

## 3. 情報セキュリティ基本方針

議会の情報セキュリティ対策等に関し、本規程に定めのない事項については、原則、町長部局ポリシーの各規定を準用(「Ⅱ. 4. 組織体制及び役割」を除く。)する。

## 4. 情報セキュリティの管理体制

### (1) 議長

議会内業務全般の情報セキュリティ管理の総括

### (2) 副議長

議会内の情報資産に関する情報セキュリティ遵守状況等の管理

### (3) 事務局長

情報資産のセキュリティ担当者

## 5. その他

上記事項に定めがない事項については、都度、町長部局ポリシーに準じ、議長が決定する。

## 附則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。